
【NITEケミマガ】NITE化学物質管理関連情報 第39号

2011/04/06配信

本メールマガジン【NITEケミマガ】（NITE化学物質管理関連情報）は、化学物質管理に関連するサイトの新着情報、報道発表情報等を配信するサービスです。

原則として、毎週水曜日に配信いたします。

なお、本メールマガジンは平成23年度独立行政法人製品評価技術基盤機構委託業務として、みずほ情報総研株式会社に記事作成を委託しております。

ご連絡先： chem-manage@nite.go.jp

----- 3/30～4/06までの更新情報 -----

●お知らせ

【2011/04/06】

- ・一般化学物質等製造（輸入）実績等届出システムの辞書ファイルについて
→ http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/ippan_todokede/jisyo01.html

経済産業省より配布されている一般化学物質等製造（輸入）実績等届出システム用の辞書ファイルの配布を開始しました。一般化学物質等製造（輸入）実績等届出システムに取り込むこと、当該辞書ファイルに記載されている化学物質について、該当する物質の届出区分の識別、化学物質の番号及び官報公示名称等の届出書を作成するためのデータを簡単に登録することができます。

【2011/04/06】

- ・一般化学物質等の製造数量等の届出について
→ http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/ippan_todokede.html

平成23年4月1日の改正化審法施行にあたり、一般化学物質等の製造数量等の届出に関する情報を掲載しました。

●製品評価技術基盤機構(NITE)

【2011/03/30】

- ・自治体の化学物質管理関連活動を掲載しました。
→ <http://www.safe.nite.go.jp/management/risk/jichitaikatsudo.html>

各自治体のリスクコミュニケーション、リスク評価の取組みやPRTR制度

に関する最新の情報を更新しました。

【2011/03/30】

・CHRIPのデータを更新しました。

→ <http://www.safe.nite.go.jp/japan/osirase.html>

以下の情報を追加・更新しました。

・化審法既存化学物質、白物質、新規として取り扱わない物質の官報公示整理番号(1~9類)に対応するCAS番号の関連づけ(再確認のため合計約1,000組削除)

・化学物質排出把握管理促進法 PRTR排出・移動量(平成23年2月24日公開版)

・POPs(ストックホルム)条約(平成22年8月26日発効分)

・ドット分離式分子式の見直し(約17,000物質更新、累計約26,000物質)

【2011/04/04】

・化審法データベース(J-CHECK) 情報追加

→ <http://www.safe.nite.go.jp/jcheck/pages/jsp/index.jsp>

以下の情報を追加しました。

・「優先評価化学物質に指定された物質一覧」(2011/04/04)

・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質について」のリスト (2011/04/01)

●官報情報

【2011/03/30】

・政令「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令(五三)」

→ <http://kanpou.npb.go.jp/20110330/20110330g00063/20110330g000630012f.html>

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)第七条第二項及び第九条第二項の規定に基づく政令が制定された。

【2011/03/30】

・環境省令「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（環境四）」

→ <http://kanpou.npb.go.jp/20110330/20110330g00063/20110330g000630024f.html>

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）第七条第二項第三号及び第九条第二項第三号に基づき、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令が定められた。

【2011/03/30】

・厚生労働省告示「作業環境評価基準の一部を改正する件（厚生労働九二）」

→ <http://kanpou.npb.go.jp/20110330/20110330g00063/20110330g000630035f.html>

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条の二第二項の規定に基づき、作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）が一部改正された。

【2011/03/30】

・厚生労働省告示「特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能の一部を改正する件（厚生労働九三）」

→ <http://kanpou.npb.go.jp/20110330/20110330g00063/20110330g000630035f.html>

特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第七条第一項第五号（同令第三十八条の十七第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号）が一部改正された。

【2011/03/30】

・厚生労働省告示「特定化学物質障害予防規則第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件の一部を改正する件（厚生労働九四）」

→ <http://kanpou.npb.go.jp/20110330/20110330g00063/20110330g000630035f.html>

特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第八条第一項（同令第三十八条の十七第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定化学物質障害予防規則第八条第一項の厚生労働大臣が

定める要件(平成十五年厚生労働省告示第三百七十八号)が一部改正された。

【2011/03/30】

・環境省告示「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針を変更する件(環境二二)」

→ <http://kanpou.npb.go.jp/20110330/20110330g00063/20110330g000630035f.html>

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)第六条第八項及び第八条第三項の規定に基づき、自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針(平成二十年二月環境省告示第四号)が変更された。

【2011/03/31】

・厚生労働省・経済産業省・環境省令「新規の化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられている地域を定める省令の一部を改正する省令(厚生労働・経済産業・環境一)」

→ <http://kanpou.npb.go.jp/20110331/20110331g00065/20110331g000650091f.html>

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令等の一部を改正する政令(平成二十一年政令第二百五十七号)の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百二号)第三条第一項第三号の規定に基づき、新規の化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられている地域を定める省令の一部を改正する省令が定められた。

【2011/03/31】

・環境省令「廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(環境五)」

→ <http://kanpou.npb.go.jp/20110331/20110331g00065/20110331g000650105f.html>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成二十二年法律第三十四号)の施行に伴い、並びに環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第十一条第一項及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)第八条の規定に基

づき、廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令が定められた。

【2011/03/31】

・厚生労働省・経済産業省・環境省告示「指定化学物質又は第二種監視化学物質として指定した化学物質の名称の一部を改正する件(厚生労働・経済産業・環境三)」

→ <http://kanpou.npb.go.jp/20110331/20110331g00065/20110331g000650195f.html>

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令(平成十五年政令第五百三十号)第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成十五年法律第四十九号)による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十七号。以下「旧法」という。)第二条第四項及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「法」という。)第二条第五項の規定に基づき、指定化学物質又は第二種監視化学物質として厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質の名称が一部改正された。

【2011/03/31】

・厚生労働省・経済産業省・環境省告示「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第一項の規定に基づき、同項第三号に該当するものであると判定した新規化学物質の名称の一部を改正する件(厚生労働・経済産業・環境四)」

→ <http://kanpou.npb.go.jp/20110331/20110331g00065/20110331g000650195f.html>

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令(平成十五年政令第五百三十号)第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成十五年法律第四十九号)による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十七号)第四条第一項の規定に基づき、同項第三号に該当するものであると判定した新規化学物質として厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が公示する化学物質の名称が一部改正された。

【2011/03/31】

・厚生労働省・経済産業省・環境省告示「新規化学物質に係る試験並びに優先評価化学物質及び監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令第二条及び第四条第四号の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が別に定める試験(厚生労働・経済産業・環境五)」

→ <http://kanpou.npb.go.jp/20110331/20110331g00065/20110331g000650199f.html>

新規化学物質に係る試験並びに優先評価化学物質及び監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令(平成二十二年厚生労働省・経済産業省・環境省令第三号)の施行に伴い、及び同令第二条及び第四条第四号の規定に基づき、新規化学物質に係る試験並びに優先評価化学物質及び監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令第二条及び第四条第四号の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が別に定める試験を次のように定め、平成二十三年四月一日から適用し、新規化学物質に係る試験並びに第一種監視化学物質及び第二種監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令第二条の二の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が別に定める試験の試験成績(平成十六年厚生労働省・経済産業省・環境省告示第三号)が廃止された。

【2011/03/31】

・厚生労働省・経済産業省・環境省告示「PFOS又はその塩又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第九条の表PFOS又はその塩の項第一号から第四号までに規定する製品でPFOS又はその塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項(厚生労働・経済産業・環境六)」

→ <http://kanpou.npb.go.jp/20110331/20110331g00065/20110331g000650199f.html>

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令等の一部を改正する政令(平成二十一年政令第二百五十七号)の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十七号)第二十九条第一項の規定に基づき、PFOS又はその塩又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第九条の表PFOS又はその塩の項第一号から第四号までに規定する製品でPFOS又はその塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項を次のように定め、平成二十三年四月一日から適用し、PFOS又はその塩又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表PFOS又はその塩の項第一号から第四号までに規定する製品でPFOS又

はその塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項(平成二十二年厚生労働省・経済産業省・環境省告示第二十三号)は、平成二十三年三月三十一日限り廃止する。

【2011/04/01】

・環境省告示「ダイオキシン類の濃度の算出方法を定める件の一部を改正する件(環境三一)」

→ <http://kanpou.npb.go.jp/20110401/20110401h05527/20110401h055270009f.html>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(平成二十三年環境省令第一号)の施行に伴い、及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第六条の六の二第二十号(同令第十二条の十二の七において準用する場合を含む。)の規定に基づき、平成十年八月厚生省告示第二百二十一号(ダイオキシン類の濃度の算出方法を定める件)が一部改正された。

【2011/04/01】

・国土交通省令「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令(国土交通三四)」

→ <http://kanpou.npb.go.jp/20110401/20110401t00024/20110401t000240049f.html>

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十六号)第二十三条第二号及び第三十条第二項の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令が定められた。

【2011/04/01】

・厚生労働省・経済産業省・環境省告示「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定に基づき化学物質を優先評価化学物質として指定した件(厚生労働・経済産業・環境七)」

→ <http://kanpou.npb.go.jp/20110401/20110401t00024/20110401t000240079f.html>

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第一百七号)第二条第五項の規定に基づき優先評価化学物質が指定され、同条第八項の規定に基づき、その名称が公示された。

【2011/04/01】

・厚生労働省・経済産業省・環境省告示「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定により指定した第二種監視化学物質の名称を公示する件(厚生労働・経済産業・環境八)」
→ <http://kanpou.npb.go.jp/20110401/20110401t00024/20110401t000240080f.html>

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十七号)附則第四条の規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成二十一年法律第三十九号)第二条の規定による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定により指定された第二種監視化学物質の名称が公示された。

【2011/04/01】

・厚生労働省・経済産業省・環境省告示「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第六項の規定により指定した第三種監視化学物質の名称を公示する件(厚生労働・経済産業・環境九)」
→ <http://kanpou.npb.go.jp/20110401/20110401t00024/20110401t000240106f.html>

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十七号)附則第四条の規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成二十一年法律第三十九号)第二条の規定による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第六項の規定により指定された第三種監視化学物質の名称が公示された。

【2011/04/04】

・環境省告示「水質汚濁に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件(環境四二)」
→ <http://kanpou.npb.go.jp/20110404/20110404h05528/20110404h055280006f.html>

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号(農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準)第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準(平成二十年七月環境省告示第六十号)が一部改正された。

【2011/03/31】

・東北地方太平洋沖地震の被害を受けた事業者におけるPRTR制度に基づく届出について

・製品評価基盤機構

→ <http://www.prtr.nite.go.jp/prtr/pdf/oshirase.pdf>

・経済産業省

→ http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/110331.pdf

特定化学物質の環境への排出量の把握等および管理の改善の促進に関する法律(化管法)第5条第2項に規定する化学物質排出移動量届出制度(PRTR制度)に基づく届出(平成22年度に把握した化学物質の排出量・移動量等の届出)にあたり、排出量・移動量等の把握等が困難となっている事業者は御相談いただきたい。

【2011/04/01】

・平成22年度排出量等のPRTR届出の受付が始まりました。

・PRTR届出のページ(製品評価技術基盤機構)

→ <http://www.prtr.nite.go.jp/prtr/prtr.html>

・PRTR届出情報

→ http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/5.html

・PRTR排出量等算出マニュアル

→ http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/PRTRmunyuaru.html

平成22年度排出量等のPRTR届出の受付が開始された。届出期間は4月1日から6月30日まで。

●経済産業省

【2011/03/22】

・届出不要物質の公示について

・届出不要物質指定告示

→ http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/fuyou.pdf

・届出不要物質名称一覧(1/2)

→ http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/fuyouichiran1.pdf

・届出不要物質名称一覧(2/2)

→ http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/fuyouichiran2.pdf

届出不要物質が3月22日に公示された。

【2011/03/25】

・東北地方太平洋沖地震を受けての化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の届出等に関する対応について

→ http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/h23jishin.html

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「法」という。)に基づき、既に下記の確認等を受けている製造・輸入事業者が、被災等により操業ができないなどの支障を生じている場合には、可能な限り迅速かつ柔軟な対応を行うため、経済産業省にご連絡いただきたい。

- ・少量新規化学物質に係る製造輸入数量の確認
- ・新規化学物質の判定通知
- ・低生産量新規化学物質に係る製造輸入数量の確認

【2011/03/31】

・今般改正された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)」関連政省令等の一覧を更新しました。

→ http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/h21kaisei_matome.html

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律」が平成21年5月20日に公布され、関係規定に係る改正が行われた。これを受け、施行令や省令などの改正後の条文等が取りまとめられ、公表された。

●厚生労働省

【2011/04/19】

・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会の開催について

→ <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000016884.html>

4月19日に標記会合が開催される。議題は、食品中の残留農薬等に係る基準の設定について、など。

●環境省

【2011/03/29】

・「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について」に対する意見の募集(パブリックコメント)について(お知らせ)

→ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13635>

3月29日から4月29日までの間、標記の意見募集が行われる。

【2011/03/29】

・平成21年度土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果について(お知らせ)

→ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13634>

都道府県及び土壌汚染対策法の政令市(以下「都道府県知事等」という。)を対象に、土壌汚染対策法の施行状況(都道府県知事等が把握している土壌汚染の調査・対策事例等)について、平成21年度の調査結果が取りまとめられた。

【2011/03/11】

・大気汚染防止法の遵守の徹底について(お知らせ)

→ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13612>

・警告書の発出について(お知らせ)

→ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13660>

平成23年2月から3月にかけて、ばいじんの測定及びその結果の記録に関して3件の大気汚染防止法(以下「大防法」という。)違反が発覚したため、大防法の遵守について格段の配慮を要請する等の対応が取られた。

【2011/03/25】

・大気汚染防止法等の違反について(お知らせ)

→ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13637>

事業者から大気汚染防止法の法違反等が公表されたことを受けて、自己点検の実施を要請する文書が発出された。

【2011/03/25】

・「環境省 化学物質データベース検索支援システム ここから探せる化学物質情報 chemi COCO」の公開について

→ <http://www.chemicoco.go.jp/top.php>

標記システムが公開された。本システムでは、物質ごとに各省・各機関が提供している情報や関連法律が検索できる。

【2011/03/31】

・石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく指定疾病の認定に係る医学的判定の結果について(お知らせ)

→ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13647>

環境大臣は、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、(独)環境再生保全機構からの申出に対する医学的判定を3月29日に行った。医療費等に係る118件、特別遺族弔慰金等に係る25件について医学的判定が行われ、医療費等の申請に係る医学的判定で62件について石綿を吸入することによるものと判定された。また、特別遺族弔慰金等の申請(中皮腫・肺がん)に係る医学的判定で2件について石綿を吸入することによると判定された。

【2011/03/31】

・「PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック～平成21年度集計結果から～」の作成・公表について(お知らせ)

→ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13644>

PRTR(化学物質排出・移動量届出:Pollutant Release and Transfer Register)制度が広く一般向けに分かりやすく解説されている。

●内閣府食品安全委員会

【2011/03/31】

・「(3-アミノ-3-カルボキシプロピル)ジメチルスルホニウム塩化物に係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての御意見・情報の募集について」を掲載

→ http://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/pc1_tenkabutu_3ami_230331.html

3月31日から4月29日までの間、標記意見募集が行われる。

【2011/03/31】

・MCPAに係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての御意見・情報の募集について

→ http://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/pc4_nouyaku_mcpa_230331.html

3月31日から4月29日までの間、標記意見募集が行われる。

●新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)

【2011/03/31】

・NEDO海外レポート1072号

→ <http://www.nedo.go.jp/kankobutsu/report/1072/index.html>

「EPAが健康リスクの発見に役立つナノ研究に550万ドルを支援(米国)」、
「EUが6種類の危険化学物質の使用を段階的に禁止することを決定」と題する記事が掲載されている。

●国立環境研究所

【2011/03/25】

・「春の環境講座」開催中止のお知らせ

→ <http://www.nies.go.jp/event/kagaku/2011/index.html>

4月23日に予定されていた標記講演会の開催が中止された。

【2011/03/31】

・生態毒性予測システム (KATE) を更新しました

→ <http://kate.nies.go.jp/>

生態毒性予測システム (KATE) の更新版KATE2011が公開された。変更点は次の3点。

(1)バージョン管理

：年号によるバージョン管理が実施される。

(2)データの追加

：2009年3月版公開以降に報告された参照物質及び実測LogPデータ及びClogPを用いたQSAR式の種類が更新された。

(3)QSARモデルの更新

：化学物質の部分構造の分類ルールおよび部分構造の切り出しの定義が更新された。また、構造C判定に皮膚感作性の反応性に関する部分構造の一部修正と精度向上のための部分構造が追加された。

●国立医薬品食品衛生研究所

【2011/03/31】

- ・ OECD毒性試験ガイドラインの翻訳を掲載しました

→ <http://www.nihs.go.jp/hse/chem-info/ghsindex.html>

OECDテストガイドラインのSection 4: Health Effectsの各項目(毒性試験ガイドライン)の翻訳版が掲載された。

●安全衛生情報センター

【2011/03/30】

- ・ GHSモデルMSDS情報及びGHS対応モデルラベル一覧表を追加

→ http://www.jaish.gr.jp/anzen/gmsds/gmsds_index_201103_05.html

GHSモデルMSDS情報68件及びGHS対応モデルラベルの一覧表が追加された。

●欧州化学品庁(ECHA)

【2011/03/25】

- ・ Public consultation of harmonised classification and labelling of five substances

→ http://echa.europa.eu/consultations/harmonised_cl_en.asp

ECHAは、CLP物質の分類表示の調和化提案に関するパブリックコンサルテーションを開始した。対象物質は、リン化アルミニウム、ビス(2-エチルヘキサン-1-イル)=2,2'-[(ジオクタン-1-イルスタンナンジイル)ビス(スルファンジイル)]ジアセタート、1-エチル-2-ピロリドン(NEP)、ペレスタン、ニリン化三マグネシウム、ヒ化ガリウムの5物質で、コメント提出期限は2011年5月9日。

【2011/03/29】

- ・ News Alert: Second public consultation on restricting lead in jewellery

→

http://echa.europa.eu/news/na/201103/na_11_12_public_consl_restriction_lead_jewellery_en.asp

ECHAは、鉛または鉛化合物を含む宝飾製品の上市及び使用の制限に関する社会経済分析専門委員会(SEAC)の意見案に対するパブリックコンサルテーションを開始した。コメント提出期限は2011年5月28日。

【2011/04/04】

・News Alert: ECHA publishes an update of the Guidance on Substances
in Articles

→ http://echa.europa.eu/news/na/201104/na_11_13_update_guidance_substances_in_articles_en.asp

ECHAは、REACH規則に基づく「アーティクル中の化学物質の要件に関する
手引(第2版)」を公表した。

【NITEケミマガ】をご利用いただきまして、ありがとうございます。

●【NITEケミマガ】のバックナンバーは、下記HPをご覧ください。

→ <http://www.safe.nite.go.jp/shiryo/chemimaga.html>

●配信停止をご希望の方は、以下のURLをクリックして下さい。

→ http://www.safe.nite.go.jp/mailmagazine/chemmail_del.html

●配信先e-mailアドレスの変更をご希望の方は、以下のURLをクリックして
配信停止手続きをしていただき、新たに配信登録をお願いします。

配信停止→ http://www.safe.nite.go.jp/mailmagazine/chemmail_del.html

配信登録→ http://www.safe.nite.go.jp/mailmagazine/chemmail_01.html

●ご意見・ご感想・ご要望等は、以下のメールアドレスまでご連絡ください。

chem-manage@nite.go.jp

・【NITEケミマガ】の転送、複写は、読者の組織内に対し全文の転送、複写をする
場合に限り、自由に行って頂いて構いません。

・組織外への公表・転送、商用利用等につきましては、以下のメールアドレスまで
お問い合わせください。

→ chem-manage@nite.go.jp

・発行元：独立行政法人製品評価技術基盤機構 化学物質管理センター

・記事作成元：みずほ情報総研(株) 環境・資源エネルギー部 環境リスクチーム